

# 第5回PTA運営委員会だより



開催日：令和4年2月28日（月）（書面開催）  
書面回答数 33 うち議決数 31  
（総議決数31の3分の2以上、定足数21を満たし成立）  
※前回同様、書面での開催といたしました。



三小PTAホームページ

## 【連絡事項】

### 1 会長副会長より

- (1) 予備日として設定していた 3/16 に第6回運営委員会を書面開催いたします。次年度予算案等の審議を予定しています。
- (2) 次年度会計監査役について、特に立候補がなかったため、現会計担当者から選出します。総会で承認手続きがあります。
- (3) 市内小中学校PTA会長会にて、予算や総会など、各校の取り組みについて情報交換をしました。

### 2 会計より

- (1) PTA配布物の使用用紙は、前回お知らせしたとおり、来年度より原則カラーペーパーにいたします。

### 3 書記より

- (1) 年度内に年間活動報告書を作成し、PTAホームページで公開します。ご確認いただき、総会の参考にしてください。

### 4 文化担当より

- (1) 広報誌は、3月発行予定です。
- (2) ベルマークについて、現在残っている点数で交換できるものを検討中です。学校と協議し、場合によっては、予備費から不足額を補填することも考えたいと思います。

### 5 選出担当より

- (1) 令和4年度PTA役員の選出を行い、すべての役員について候補者が決定いたしました。総会で承認手続きがあります。

## 【協議事項】

### 1 次年度予算案について

前回運営委員会では協議を行った会費値下げを反映して予算案を作成いたします。コロナ対策費や校章関係の項目は削除となります。また、新組織に合致するような項目立てを行ってまいります。今年度予算を参考に予算の割り振りを行います。協議では特に意見が出なかったため、会計担当で作成を進めます。

### 2 委員選出時の手伝いについて

新年度最初の保護者会にて、各クラスから4名ずつの委員選出を行う予定です。選出にあたっては、今回は各クラスのクラス担当委員の皆さんにお手伝いいただく予定です。ただ、今後クラス担当委員が廃止になったのちの委員選出においては、選出委員会の委員にお手伝いいただきながら進めることを考えています。選出委員の人数を増やして一人当たりの負担を減らすことなどを考えています。（前回資料の新組織図案参照）

協議の結果、特に意見が出なかったため、クラス担当委員廃止後は、選出委員に担当していただく形で進めます。

### 3 委員経験者の連続優先権について

前年度委員経験者がいるとその担当の仕事が円滑に進み保護者負担が大いに軽減されるため、経験者を優先的に配属できるように考えています。具体的には、前年度に担当したのと同じ仕事に残ることを宣言していただければ、兄弟分の委員等として先に内定させていただくシステムを考えています（例えば、スクールゾーンや広報など）。協議では、前年度経験者がいるとノウハウが活かしてよい、との意見が出たので、連続の方の優先権を認める方向で進めます。連続で引き受けてくれる方がいるか、今年度委員に確認を取ることにいたします。

### 4 サポートスタッフについて

来年度のサポートスタッフは、イベントと芝生とスクールゾーンの3種類にしたいと考えています。委員とイベ

ントサポートスタッフと芝生サポートスタッフを先に決め、残った方でスクールゾーンサポートスタッフの当番日を1～2日ずつ決めていただくようにしたいと考えています。スクールゾーンは、ご都合をつけやすいように、担当を決める保護者会当日に担当日まで決められるようにしたいと思います。また、どうしてもご都合のつけにくい方もいるかと思しますので、各クラスの中で無理なく譲り合ったり代わりあったりしていけるような雰囲気を作りたいと思います。

協議では、特に意見は出なかったのですが、次年度のサポートスタッフはイベントと芝生とスクールゾーンの3種類といたします。大多数がスクールゾーンサポートスタッフとなるので、無理なくスクールゾーン見守りを続けていけるような決め方を引き続き検討いたします。

## **5 会計監査について**

例年、前年度会計担当者もしくは前年度役員が翌年度の会計監査役を引き受けている現状を踏まえ、規約（細則）に以下の項を追記することを検討しています。

【細則追加】5. 会計監査役は原則として前年度会計担当者から選出する。ただし、前年度会計担当者から選出できない場合は役員の協議により選出する。

協議において特に意見は出なかったのですが、次回運営委員会で細則追加の審議に進めることとします。

## **6 選出委員について**

次年度役員の選出を担う選出委員の活動について、現在規約に何の定めもないため、現状に則した形で選出委員について追記することを検討しています。追記するのは、「この会の役員の選出を行うため、会員の中から選出された選出委員をおく。選出委員は他の委員を兼ねることはできない。」といった内容を考えています。また、細則内に「選出規定」の項を設け、選出に関して記載しておくことも検討しています。

- ①会員は役員にふさわしいと思う人を推薦することも、また自分が立候補することもできる。ただし、選出委員は、選出における公平性を保つため、立候補も推薦もできないし、推薦されることもできない。
- ②役員に立候補できる人と推薦される人は、選出が行われる時点で会員であり、かつ新年度も会員であるものを対象とする。（つまり、転出者や卒業する6年生や新1年生は対象にならない。しかし、選出が新年度にまで長引いた場合は、新1年生や新年度転入者も対象となる。）また、ふさわしいと思う人を推薦することができる人は、選出が行われる時点で会員であるものを対象とする。（つまり、卒業するまでなら6年生も対象となり、入学してからなら新1年生も対象となる。転入転出も同様。）
- ③役員の選出において、立候補と推薦は立候補を優先する。また、被推薦者は推薦を辞退することができる。
- ④役員への候補者が定数を満たさない場合は、新年度委員の中から候補者を選出する。また、候補者が多数の場合には選出委員立会いの下に話し合い等を行う。候補者が定数となった場合は総会にて承認を得る。

協議において特に意見は出なかったのですが、次回運営委員会で規約本文および細則の追加について審議をお願いすることとします。

## **7 委員総会について**

規約第11章に掲載されている「委員総会」は、近年開催されたことがありません。組織の改編に伴い、運営委員会が委員総会の役割も果たすと思われるため、この項の削除を検討しています。協議において、特に意見は出なかったのですが、次回運営委員会で規約改正（削除）の審議をお願いすることとします。

### **【審議事項】**

#### **1 ベルマーク係について**

前回運営委員会で協議したベルマーク係の活動について、前回の協議を踏まえ、廃止の提案をしました。（※第4回PTA運営委員会日より参照）書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。

#### **2 クラス担当委員について**

前回運営委員会で協議したクラス担当委員の活動について、前回の協議を踏まえ、廃止の提案をしました。（※第4回PTA運営委員会日より参照）クラス担当委員の廃止に伴い、規約第7章3.の「①クラス担当」を削除することも提案いたしました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。規約改正につきましては、運営委員会承認後、次年度PTA定期総会で承認をお願いする予定です。

今は状況的に難しいけれど、今後クラスの親同士で親睦会が開催できるようになったときのために、まとめ役となってくれる人を残しておいたほうが良いとの意見もありました。当面は、クラスから選出される委員（役員および各専門委員会委員等）が、必要があればクラスのまとめ役を兼ねるという方向で様子を見たいと思います。

#### **3 組織改編について**

前回運営委員会で協議した組織改編について、前回の協議を踏まえ、以下のとおり規約改正を提案しました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。規約改正につきましては、運営委員会承認後、次年度PTA定

期総会で承認をお願いする予定です。（※ 第4回PTA運営委員会日より参照）

**【規約改正】**

第7章 委員

各種担当 → 各種専門委員会

1. ③安全担当役員、文化担当役員、校外担当役員 →削除
2. 「（担当・係を含む）」という文言および③担当役員の項 →削除
3. 各種担当 → 各種専門委員会  
①スクールゾーン委員会 ②地域安全委員会 ③広報委員会 ④給食委員会  
⑤イベント委員会 ⑥芝生委員会 に改正

#### **4 運営委員会について**

組織改編に伴い、運営委員会の構成員について、以下のとおり規約改正を提案しました。また、構成人数が増えることと昨今の書面開催の現状を踏まえ、規約の議事手続きの項についても、以下のように改正することを提案しました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。規約改正につきましては、運営委員会承認後、次年度PTA定期総会で承認をお願いする予定です。

**【規約改正】**

第12章 運営委員会

1. 運営委員会は、次のもので構成する。 ①役員 ②各種専門委員会委員

第13章 議事手続き

2. 総会を除くすべての会議の定足数は、構成員の2分の1以上とする。書面開催においては、書面回答の提出をもって出席とみなす。

#### **5 副会長人数について**

前回運営委員会で協議した副会長人数について、前回の協議を踏まえ、以下のとおり規約改正を提案しました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。規約改正につきましては、運営委員会承認後、次年度PTA定期総会で承認をお願いする予定です。（※ 第4回PTA運営委員会日より参照）

**【規約改正】**

第7章 委員

1. 役員 ②副会長 3名以上（内教職員1名）

#### **6 会費について**

前回運営委員会で協議した会費値下げについて、前回の協議を踏まえ、以下のとおり規約（細則）改正を提案しました。また、細則1から細則4を「会計規定」として取りまとめることを提案しました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。規約（細則）改正につきましては、運営委員会承認後、ただちに施行します。また、次年度PTA定期総会にて承認をお願いする予定です。（※ 第4回PTA運営委員会日より参照）

**【細則改正】**

1. の前に「会計規定」の文言を追加する。
2. 会費は、年額1,200円を一括納入する。ただし、転入した会員は、以下の金額を納入する。なお、転出する会員は、会計担当役員へ返金希望の旨を申し出れば、在籍期間に相当する会費を差し引いた額の返金を受けることができる。  
①1学期転入 1,200円 ②2学期転入 800円 ③3学期転入 400円

※全般について、改正によって少しずつ負担が減り会員が協力しやすい環境になってきているとの意見がありました。次回運営委員会では、今回協議した内容の審議および予算案活動計画案等の審議をし、1年間の締めくくりとしたと思います。

**【次回 運営委員会予定】 令和4年3月16日（水）※書面開催**